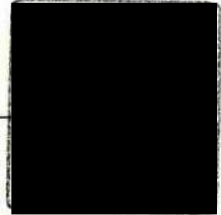


新労発基0823第2号
令和4年8月23日

新潟地方最低賃金審議会長
永井 雅人 殿

新潟労働局長
吉野 彰



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、
下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第2号)

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第3号)